

平成 28 年 4 月 1 日

学校法人船田教育会行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

目標 : 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 平成 28 年 6 月 各部署におき年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 平成 28 年 6 月 計画的な取得に向けた管理職研修の実施。
- 平成 28 年 11 月 年次有給休暇の取得状況の中間チェック。
- 平成 29 年 4 月 28 年度の年次有給休暇の取得状況を把握し評価する。
- 平成 29 年 5 月 28 年度比年次有給休暇取得率向上のための部署ごとの計画策定。
- 平成 29 年 10 月 年次有給休暇の取得状況の中間チェック。
- 平成 29 年 10 月 中間チェック評価により、問題点の把握、対策策定。
- 平成 31 年 3 月まで 半期ごとに評価・対応の繰り返し。